

第 1 編 総 論

第 1 章 白糠町の責務、計画の位置づけ、構成等

白糠町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、白糠町の責務を明らかにするとともに、白糠町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 白糠町の責務及び白糠町国民保護計画の位置づけ

(1) 白糠町の責務

白糠町（白糠町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び道の国民の保護に関する計画（以下「道国民保護計画」という。）を踏まえ、白糠町の国民の保護に関する計画（以下「白糠町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 白糠町国民保護計画の位置づけ

白糠町は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、白糠町国民保護計画を作成する。

(3) 白糠町国民保護計画に定める事項

白糠町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、白糠町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 白糠町国民保護計画の構成

白糠町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備えや予防

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 復旧等

第 5 編 緊急対処事態への対処

3 白糠町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 白糠町国民保護計画の見直し

白糠町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

白糠町国民保護計画の見直しに当たっては、白糠町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 白糠町国民保護計画の変更手続

白糠町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、白糠町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、白糠町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、白糠町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

白糠町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

白糠町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

白糠町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

白糠町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

白糠町は、国、道、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

白糠町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、白糠町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

白糠町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、白糠町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

白糠町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

白糠町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

※【外国人への国民保護措置の適用】

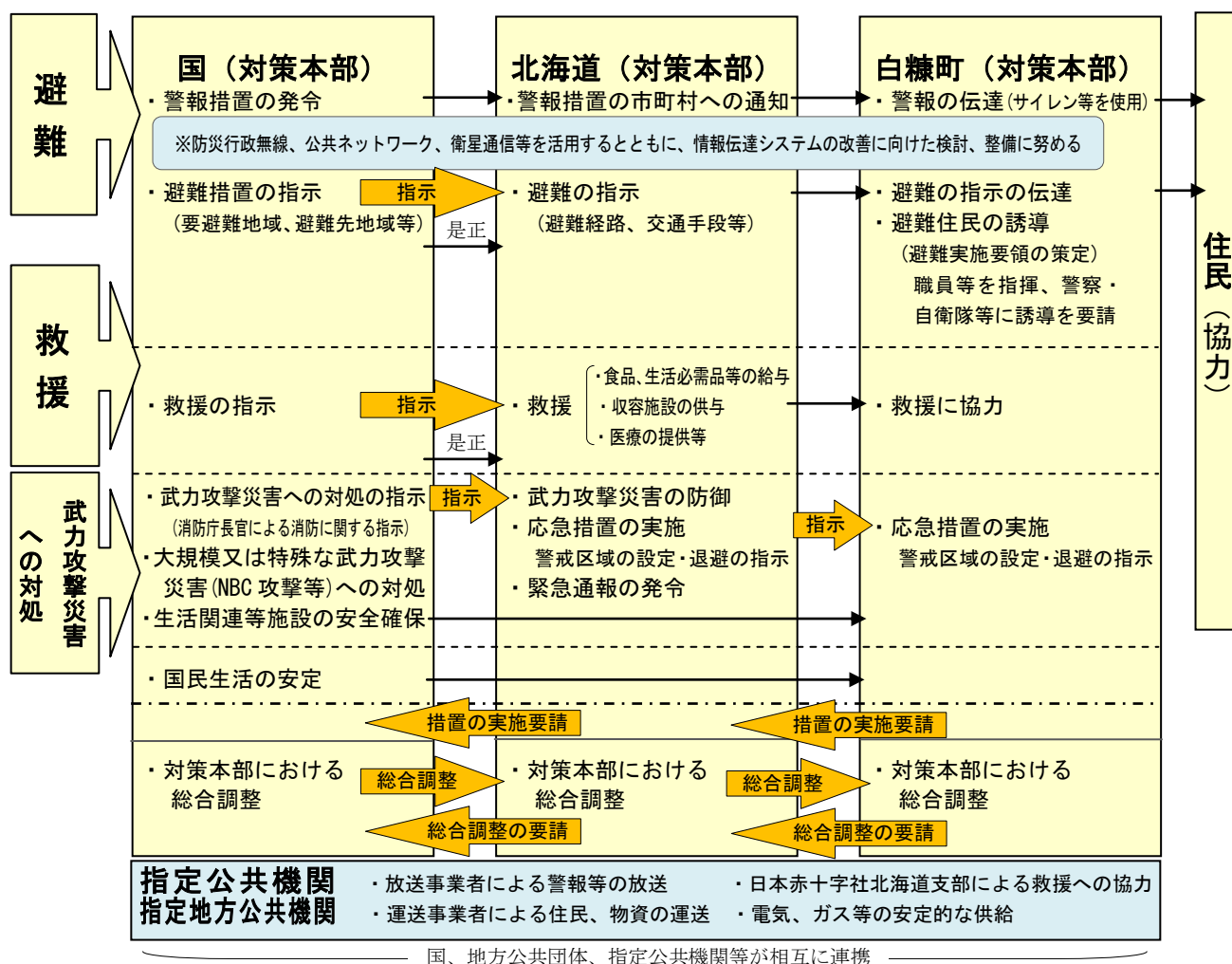
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

白糠町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう国民保護法における白糠町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



○白糠町の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
白 糠 町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○関係機関の連絡先

【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）】

名 称	担 当 部 署	所 在 地	電話・FAX
-----	---------	-------	--------

【指定地方行政機関】

北海道開発局 釧路開発建設部	防災対策官	釧路市幸町 10 丁目 3 番地	(0154) 24-7000
北海道農政事務所	釧路地域センター 総務課	釧路市幸町 10 丁目 3 番地	(0154) 23-4401
北海道森林管理局根 釧西部森林管理署	主席森林官	白糠町西 4 条北 1 丁目 2 番地 5	(01547) 2-2304
釧路海上保安部	管理課総務係	釧路市南浜町 5 番 9 号	(0154) 22-0118
北海道運輸局 釧路運輸支局	総務企画	釧路市鳥取大通 6 丁目 2 番 13 号	(0154) 51-2522
陸上自衛隊第 5 旅団第 27 普通科連隊	第 3 科防衛幹部	釧路町別保 112 番地	(0154) 40-2011
釧路地方气象台	水害対策気象官	釧路市幸町 10 丁目 3 番地	(0154) 31-5146

【北海道関係機関】

釧路総合振興局	地域政策部 地域政策課	釧路市浦見 2 丁目 2 番 54 号	(0154) 43-9144
釧路総合振興局 保健環境部 保健行政室	企画総務課 企画調整係	釧路市花園町 8 番 6 号	(0154) 22-1233
釧路総合振興局 釧路建設管理部	事業室事業課	釧路市双葉町 6 番 10 号	(0154) 23-1565
釧路総合振興局森林 室音別事務所(釧路森 づくりセンター音別 事務所)	管理課管理係	浦幌町字東山町 10 番地 23 号	(0155) 76-2165

【北海道警察関係機関】

釧路方面釧路警察署	警備課警備係	釧路市黒金町 10 丁目 5 番地 1	(0154) 23-0110
釧路方面釧路警察署 白糠交番		白糠町東 2 条南 2 丁目 2 番地 17	(01547) 2-2086
釧路方面釧路警察署 西庶路駐在所		白糠町西庶路東 1 条北 2 丁目 1 番地 1	(01547) 5-2033
釧路方面釧路警察署 庶路駐在所		白糠町庶路東 1 線 4 番 地 75	(01547) 5-2151

【その他の機関】

東日本電信電話株式 会社北海道事業部	釧路支店	釧路市黒金町 9 丁目 NTT 黒金ビル	(0154) 21-3203
北海道旅客鉄道株式 会社	企画グループ	釧路市北大通 14 丁目 5 番地	(0154) 22-2008
北海道電力(株) 釧路支店	企画総務グループ	釧路市幸町 8 丁目 1 番地	(0154) 23-5811
北海道旅客鉄道株式 会社	白糠駅	白糠町東 1 条南 1 丁目	(01547) 2-2076
社団法人釧路市医師 会	セセッカ診療所	白糠町西庶路西 2 条南 3 丁目 3 番地 28	(01547) 5-8288
釧路丹頂農業協同組 合白糠支所	金融共済課 総務	白糠町東 1 条南 1 丁目 2 番地 2	(01547) 2-2183
白糠漁業協同組合	総務部	白糠町岬 1 丁目 2 番地 42	(01547) 2-2221
白糠町商工会	事務局	白糠町東 1 条南 2 丁目 1 番地 24	(01547) 2-2345
くしろ西森林組合	総務課	釧路市音別町共栄 1 丁目 22 番地	(01547) 6-2515
日本郵便株式会社 白糠郵便局	局長	白糠町西 1 条南 3 丁目 1 番地 1	(01547) 2-2217

【関係市町村機関（消防機関を含む）】

釧路市	防災危機管理課	釧路市黒金町7丁目 5番地	(0154)23-5161
釧路町	総務課防災車両係	釧路町別保1丁目 1番地	(0154)62-2111
厚岸町	総務課危機対策係	厚岸町字真栄3丁目 1番地	(0153)52-3131
浜中町	防災対策室防災係	浜中町霧多布東4条 1丁目35番地1	(0153)62-2111
標茶町	総務課交通防災係	標茶町川上4丁目 2番地	(015)485-2111
弟子屈町	総務課情報防災係	弟子屈町中央2丁目 3番1号	(015)482-2191
鶴居村	総務課交通防災係	鶴居村鶴居西1丁目 1番地	(0154)64-2111
釧路市消防本部	総務課	釧路市南浜町4番8号	(0154)22-2156
釧路市西消防署 白糠支署	支署長	白糠町東1条南3丁目 2番地20	(01547)2-2178

第4章 白糠町の地理的、社会的特徴

白糠町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき白糠町の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

白糠町は、北海道の東部に位置し、東・西は釧路市、北は十勝総合振興局の足寄町、本別町、西北に浦幌町と接し、南は太平洋に面している。

白糠町は、北方に阿寒富士を頂点とし、西に南走する山脈は、ウコタキヌプリ岳を経て十勝平野への分水嶺をもって境界となり、東は釧路市分水嶺をもって界とする。

この地形から源とする河川は東から庶路川、茶路川、和天別川が南流し、太平洋に注ぎこの河川流域にそれぞれ原野を形成している。境界、丘陵地は、おもに砂岩、泥岩・礫岩からなり、河口部は低地帯で泥岩層の酸性度が強く、透水性の悪い、埴地、泥炭土の沖積地帯である。海岸線はおおむねゆるやかな弧を描く砂浜海岸が続く。

(2) 位置	南端	北緯	42° 55' 12"	北端	北緯	43° 22' 30"
	東端	東経	144° 13' 42"	西端	東経	143° 45' 17"

(3) 面積 773.75K m² (東西 38.6km 南北 50.5km)



白糠町全図



凡 例	

白糠町役場

1:150,000

0 5 10km

(4) 気候

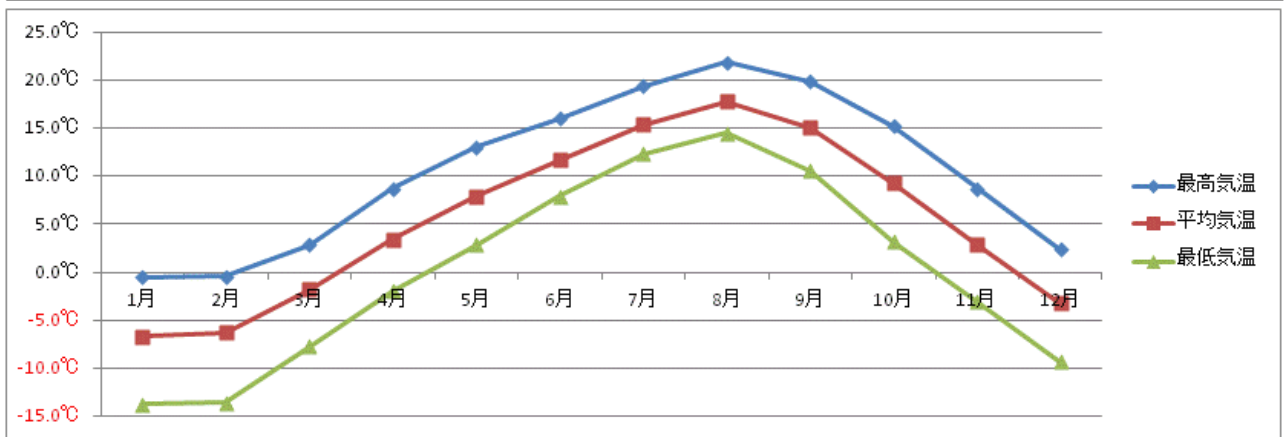
白糠町においては、春から夏にかけて暖かい南風が北上し、冷たい親潮が東岸に沿って南下してくるため特有の海霧（ガス）が発生する。

秋は移動性高気圧のため多湿な気候から一変して雨も少なくなり、澄切った秋晴れが続く。

冬は大陸性の高気圧の影響で北西の風が吹き、日高山系と千島山系のため空気は乾燥し、積雪はあまり多くない。気温は1月から2月にかけて -20°C 以下になることもあるが冬の日照時間はかなり長い。

月別の平均気温（統計期間：1981～2010）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高気温	-0.5°C	-0.4°C	2.9°C	8.7°C	13.1°C	16.0°C	19.4°C	21.9°C	19.9°C	15.2°C	8.7°C	2.4°C
平均気温	-6.7°C	-6.3°C	-1.8°C	3.4°C	7.9°C	11.7°C	15.4°C	17.8°C	15.1°C	9.3°C	2.9°C	-3.2°C
最低気温	-13.7°C	-13.6°C	-7.7°C	-1.9°C	2.9°C	7.9°C	12.3°C	14.5°C	10.6°C	3.2°C	-3.1°C	-9.3°C



(5) 人口分布

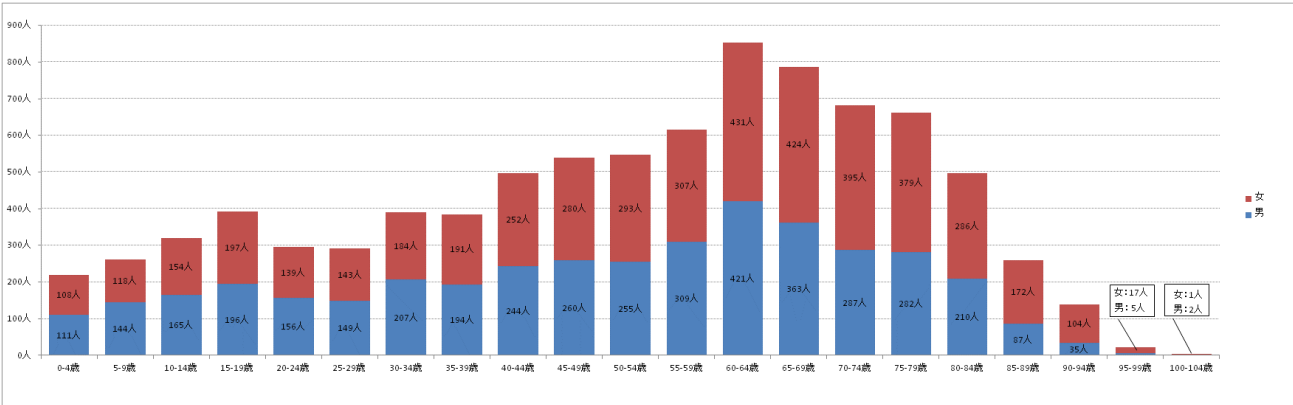
人口は、町の白糠市街に集中しており、次いで西庶路市街、庶路市街、茶路沢、和天別沢、庶路沢と分布している。

行政区分	世帯数	男	女	人口	行政区分	世帯数	男	女	人口	行政区分	世帯数	男	女	人口	行政区分	世帯数	男	女	人口
新牛1丁目	8	11	10	21	西1条南1丁目	41	37	41	78	西庶路東1南1	85	80	100	180	西庶路西1北1	73	62	84	146
新牛2丁目	47	54	45	99	西1条南2丁目	56	44	54	98	西庶路東1南2	20	22	23	45	西庶路西1北2	30	29	32	61
新牛3丁目	37	40	38	78	西1条南3丁目	50	34	53	87	西庶路東1南3	31	24	29	53	西庶路西1北3	59	60	65	125
新1丁目	23	24	25	49	西1条南4丁目	66	55	71	126	西庶路東1南4	28	28	33	61	西庶路西1北4	13	15	22	37
新2丁目	35	36	41	77	西2条南3丁目	7	3	6	9	西庶路東2南1	21	18	15	33	西庶路西2北1	37	44	42	86
新3丁目	15	9	17	26	西1条北1丁目	56	58	52	110	西庶路東2南2	22	24	24	48	西庶路西2北2	14	17	17	34
東1条南1丁目	40	35	45	80	西1条北2丁目	27	28	27	55	西庶路東2南3	4	7	3	10	西庶路西2北2(字名外)	2	2	1	3
東1条南2丁目	38	36	39	75	西1条北3丁目	84	67	83	150	西庶路東2南4	3	4	4	8	小計	228	229	263	492
東1条南3丁目	46	33	43	76	西1条北4丁目	6	8	9	17	西庶路東3南1	12	13	11	24	西庶路市街合計	1,224	1,197	1,322	2,519
東1条南4丁目	49	42	55	97	西1条北5丁目	33	31	34	65	西庶路東3南2	82	81	80	161	庶路1	88	89	93	182
東2条南1丁目	28	25	27	52	西1条北6丁目	75	84	84	168	西庶路東3南3	57	45	53	98	庶路2	35	39	41	80
東2条南2丁目	44	35	45	80	西1条北7丁目	73	78	74	152	西庶路東3南4	75	89	88	177	恋間	44	32	42	74
東2条南3丁目	70	67	53	120	西1条北8丁目	30	37	36	73	西庶路東3南5	80	80	88	168	宮下	153	150	168	318
東2条南4丁目	23	19	23	42	西2条北5丁目	2	2	3	5	西庶路東3北1	0	0	0	0	庶路市街合計	320	310	344	654
東3条南1丁目	34	42	33	75	西2条北6丁目	4	5	6	11	西庶路東3北2	55	65	53	118					
東1条北1丁目	29	26	34	60	西2条北7丁目	7	5	5	10	西庶路東3北3	14	9	12	21					
東1条北2丁目	71	68	70	138	西4条北1丁目	61	59	70	129	西庶路東3北4	22	13	23	36					
東1条北3丁目	108	105	118	223	西4条北2丁目	49	49	45	94	西庶路東3北5	27	33	32	65					
東1条北4丁目	92	99	107	206	西5条北1丁目	137	96	142	238	西庶路東3北6	2	3	2	5					
東1条北5丁目	58	56	68	124	極北3(字名外)	1	0	1	1	西庶路東3北7	5	2	7	9					
東1条北6丁目	37	38	42	80	日の出1(字名外)	1	3	1	4	西庶路東3北8	1	1	1	2					
東1条北7丁目	118	103	137	240	極北2(字名外)	16	22	19	41	西庶路東3北9	6	7	6	13					
東1条北8丁目	10	12	14	26	小計	882	805	916	1,721	西庶路東3北10	6	4	5	9					
東2条北1丁目	74	56	80	136	白糠市街合計	2,269	2,132	2,406	4,538	西庶路西1南1	77	58	84	142					
東2条北2丁目	108	104	113	217						西庶路西1南2	41	41	50	91					
東2条北3丁目	16	18	17	35						西庶路西1南3	53	43	50	93					
東2条北4丁目	9	11	9	20						西庶路西1南4	15	13	19	32					
東2条北5丁目	9	7	3	10						西庶路西2南1	51	57	60	117					
東2条北6丁目	4	6	4	10						西庶路西2南2	51	57	52	109					
東2条北7丁目	20	15	23	38						西庶路西2南3	42	39	43	82					
東2条北8丁目	42	44	47	91						西庶路西2南4	2	1	1	2					
東3条北1丁目	10	11	16	27						西庶路西3南1	1	1	0	1					
東3条北2丁目	11	16	17	33						西庶路西3南2	0	0	0	0					
東3条北3丁目	19	19	26	45						西庶路西3南3	0	0	0	0					
東3条北4丁目	2	1	2	3						西庶路西4南1	0	0	0	0					
東3条北5丁目	1	1	1	2						西庶路西4南3	3	3	5	8					
東3条北6丁目	2	3	3	6						西庶路西4南5	1	1	1	2					
小計	1,387	1,327	1,490	2,817						西庶路西5南1	1	2	2	4					

行政区分	世帯数	男	女	人口	行政区分	人口動態								
						世帯数	内訳		人口					
							男	女						
下茶路	27	31	34	65	白糠市街合計	2,269	2,132	2,406	4,538					
西茶路(字名外)	69	77	84	161										
相互	18	12	26	38										
大苗	6	5	7	12	和天別沢合計	161	157	164	321					
御札部	6	9	8	17										
川西共栄	13	22	26	48										
松川	12	18	23	41	茶路沢合計	204	235	284	519					
中茶路	6	6	10	16										
御仁田	7	8	15	23										
銀南	4	9	6	15	本庁管轄合計	2,634	2,524	2,854	5,378					
縫別	6	8	7	15										
新縫別	2	3	5	8										
南大曲	5	6	10	16	西庶路市街合計	1,224	1,197	1,322	2,519					
上茶路	8	5	7	12										
二股	15	16	16	32										
右股	0	0	0	0	庶路市街合計	320	310	344	654					
左股	0	0	0	0										
庶路沢合計	204	235	284	519						庶路沢合計	53	51	55	106
梶西	25	22	21	43	支所管轄合計	1,597	1,558	1,721	3,279					
坂の丘	65	50	60	110										
馬主栄	11	14	11	25										
大萩	13	11	17	28	和天別沢合計	161	157	164	321					
下和天別	14	16	11	27										
中和天別	2	2	3	5										
河原	3	7	8	15	庶路橋	5	6	4	10					
緑	8	11	9	20										
川島	4	7	3	10										
大沢	4	4	6	10	末広	6	5	10	15					
恋隠	8	9	5	14										
大平	4	4	10	14										
和天別沢合計	161	157	164	321	沼別	6	7	9	16					
庶路橋	5	6	4	10										
末広	6	5	10	15										
沼別	6	7	9	16	中庶路日の出	13	8	9	17					
中庶路日の出	13	8	9	17										
中庶路	4	3	2	5										
新興	9	10	12	22	上庶路中央	3	5	3	8					
上庶路中央	3	5	3	8										
上庶路	7	7	6	13										
庶路沢合計	53	51	55	106	白糠町合計	4,231	4,082	4,575	8,657					

※平成 26 年 11 月末 住民基本台帳調

年齢別人口



(6) 道路の位置

道路は国道が 3 路線、道道が 3 路線あり、国道は 3 8 号線が太平洋沿いに東は釧路市、西は帯広市へと繋がり、国道 3 9 2 号線は白糠市街から北へ 3 5 km 延長し、 3 5 km 地点から国道 2 7 4 号線と重複国道となり本別町へと繋がっている。

主な道道としては、道道 2 4 2 号上庶路庶路停車場が、白糠町市街から東へ 6 km の西庶路地区から上庶路地区にかけて繋がっている。

(7) 鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、根室本線が単線として釧路市から札幌市方向に延長しており町内には 4 箇所の駅（庶路駅、西庶路駅、白糠駅、古瀬信号所）がある。

空港は、白糠町より北東に 1 9 km の丘陵地に釧路空港があり、規模として 2, 5 0 0 m の滑走路を有し、釧路地方特有の濃霧による航空機の欠航を解消するための装置

が運用されている。

漁港は、第2種白糠漁港が太平洋に面した岬地区にあり、岸壁は、水深3.5m、延長873.9mで、本町の基幹産業の中核である漁業の食料基地となっている。

(8) 自衛隊施設等

自衛隊施設は、陸上自衛隊釧路駐屯地が、白糠町から40km東の釧路町に所在し、昭和28年10月に開設、同37年1月第27普通科連隊が編成され、現在に至っている。

なお、第27普通科連隊は釧路総合振興局及び根室振興局の全市町村を隊区としている。

(9) 石油コンビナート等

隣接する釧路市の西港1丁目には、3社の所有する石油コンビナートが所在し石油コンビナート等特別防災区域として指定されている。

第5章 白糠町国民保護計画が対象とする事態

白糠町国民保護計画においては、以下のとおり道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

白糠町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

※ これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針に記述。

2 緊急処理事態

白糠町国民保護計画においては、緊急処理事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティーボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

※ 上記の事態例の特徴等については、基本指針に記述。